

サンシャインランゲージスクール学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、外国人に対する日本語教育を行い、国際交流を図り、もって日本語教育の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学の名称は、サンシャインランゲージスクールという。

(位置)

第3条 本学は、東京都豊島区池袋一丁目7-18に置く。

(点検・評価)

第4条 本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・終業期間・収容定員)

第5条 本学のコース、修業期間、収容定員およびクラス数は、次の表のとおりとする。

	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
第一部	進学2年コース	2年	20名	1クラス	
	進学1年9か月コース	1年9か月	20名	1クラス	
	進学1年6か月コース	1年6か月	20名	1クラス	
	進学1年3か月コース	1年3か月	10名	1クラス	
第二部	進学2年コース	2年	20名	1クラス	
	進学1年9か月コース	1年9か月	20名	1クラス	
	進学1年6か月コース	1年6か月	20名	1クラス	

	進学1年3か月コース	1年3か月	20名	1クラス	
計			150名	8クラス	

(始期・終期)

第6条 本学の各コースの始まりと終わりは次の通りとする。

(1) 進学2年コース	4月初旬から	翌々年3月下旬まで
(2) 進学1年9か月コース	7月初旬から	翌々年3月下旬まで
(3) 進学1年6か月コース	10月初旬から	翌々年3月下旬まで
(4) 進学1年3か月コース	1月初旬から	翌年3月下旬まで

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 夏季休業 (6月下旬から 7月上旬まで)
- (4) 秋季休業 (9月下旬から 10月上旬まで)
- (5) 冬季休業 (12月下旬から 1月上旬まで)
- (6) 春季休業 (3月下旬から 4月上旬まで)

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第8条 授業の終始時刻は、校長が定める。

第3章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第9条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次の表のとおりとする。
ただし、ここにいう一授業時数は45分とする。

進学2年コース

授業科目	内容	週当たり授業時数
初級	基本文法、語彙、漢字等の習得及び、発音、会話、作文、読解、聴解力をつける。 JLPTN4～N3の学習	20時間（30週）
中級	各課のテーマを通し、文法、語彙、漢字、会話、記述、読解、聴解力を上げる。 EJU200点以上、JLPTN2の学習	20時間（10週）
中上級	広く日本の文化・社会についての知識を高め、体系的に意見を述べたり説明したりする。 EJU250点以上、JLPTN2の学習	20時間（20週）
上級Ⅰ	ある程度専門的な文や新聞やニュースの内容について、意見を述べたりする。 EJU300点以上、JLPTN1に向けての模擬練習	20時間（10週）
上級Ⅱ	大学や専門学校進学後の授業への対応力、コミュニケーション能力を育成する。JLPTN1合格確実を目指したレベルの学習	20時間（10週）
計		20時間（80週）

進学1年9か月コース

授業科目	内容	週当たり授業時数
初級	基本文法、語彙、漢字等の習得及び、発音、会話、筆記、読解、聴解力をつける。 JLPTN4～N3の学習	20時間（30週）
中級	各課のテーマを通し、文法、語彙、漢字、会話、記述、読解、聴解力を上げる。 EJU200点以上、JLPTN2の学習	20時間（10週）
中上級	広く日本の文化・社会についての知識を高め、体系的に意見を述べたり説明したりする。 EJU250点以上、JLPTN2の学習	20時間（20週）

上級 I	ある程度専門的な文や新聞やニュースの内容について、意見を述べたりする。 EJU300 点以上、JLPTN1 に向けての模擬練習	20 時間 (10 週)
計		20 時間 (70 週)

進学 1 年 6 か月 コース

授業科目	内容	週当たり授業時数
初級	基本文法、語彙、漢字等の習得及び、発音、会話、筆記、読解、聴解力をつける。 JLPTN4~N3 の学習	20 時間 (30 週)
中級	各課のテーマを通し、文法、語彙、漢字、会話、記述、読解、聴解力を上げる。 EJU200 点以上、JLPTN2 の学習	20 時間 (10 週)
中上級	広く日本の文化・社会についての知識を高め、体系的に意見を述べたり説明したりする。 EJU250 点以上、JLPTN2 の学習	20 時間 (20 週)
計		20 時間 (60 週)

進学 1 年 3 か月 コース

授業科目	内容	週当たり授業時数
中級	各課のテーマを通し、文法、語彙、漢字、会話、記述、読解、聴解力を上げる。 EJU200 点以上、JLPTN2 の学習	20 時間 (10 週)
中上級	広く日本の文化・社会についての知識を高め、体系的に意見を述べたり説明したりする。 EJU250 点以上、JLPTN2 の学習	20 時間 (20 週)
上級 I	ある程度専門的な文や新聞やニュースの内容について、意見を述べたりする。 EJU300 点以上、JLPTN1 に向けての模擬練習	20 時間 (10 週)

上級Ⅱ	大学や専門学校進学後の授業への対応力、コミュニケーション能力を育成する。JLPTN1 合格確実を目指したレベルの学習	20時間（10週）
計		20時間（50週）

（学習の評価）

第10条 学習の評価は、試験成績、授業態度、出席状況等を総合して決定し、5段階評価とする。

（教職員組織）

第11条 本学に次の教職員を置く。

- （1）校長
- （2）主任教員
- （3）教員 8名以上（うち主任教員を除き専任は4名以上）
- （4）事務職員（生活指導担当者含む）2名以上

2 前項のほか、必要な教職員を置くことができる。

3 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第12条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- （1）本国において12年以上の学校教育を修了した者、あるいは同等以上の学力を認定する検定等に合格した者
- （2）年齢が18歳以上の者
- （3）進学2年コース、1年9か月コース、1年6か月コースは、日本語能力試験N5レベル認定または同等試験においてN5レベルと認めた者。または日本語を150時間以上学習し、本学が日本語能力があると認めた者
1年3か月コースは、日本語能力試験 N4 レベル認定または同等試験において本学が N4 レベルがあると認めた者。
- （4）正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される

見込みのある者

(5) 信頼のおける保証人を有する者

(入学時期)

第13条 本学への入学は年4回とし、その時期は4月、7月、10月、1月とする。

(入学手続)

第14条 本学の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続を終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可された者は、指定期日までに第20条に定める入学料及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(修了・卒業の認定)

第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。所定の課程を修了せずに、高等教育機関へ進学する者、または国内での就職を決め

た者には、一定期間の在籍があれば、修了を特別に認め、修了証書を授与する場
合がある。

(褒賞)

第18条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与
ることができる。

(懲戒処分)

第19条 学生が、この規則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にも
とる行為があったときには、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことが
できる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ
行うものとする。

- (1) 日本国の法律に違反した者
- (2) 日本の社会道徳に著しく反する行為をした者
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (4) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (5) 正当な理由なく出席が常でない者
- (6) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (7) 提出書類の内容に、重大な虚偽のあることが判明した者

第5章 学生納付金

(生徒納付金)

第20条 本学の学生納付金(税込)については、次のとおりとし、日本語学校
学生災害補償制度の保険料を含むものとする。

- | | | |
|-----|-------|--------------|
| (1) | 入学検定料 | 20,000円 |
| (2) | 入学金 | 50,000円 |
| (3) | 授業料 | 611,000円(年間) |
| (4) | 施設費 | 55,000円(年間) |

(5) 教 材 料 44,000円 (年間)

(納入)

第21条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月から授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第22条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該学生に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第23条 すでに納入した学生納付金は、原則として返還しない。ただし、在外公館で入国査証の申請をしたが認められず来日できなかった場合は、出願選考料と入学金を除く全納入金を返還する。

第6章 雑則

(寄宿舎)

第24条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第25条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第26条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

付則：この学則は平成31年4月1日から施行する。

本学則の改正は、令和6年4月1日から施行する。